

## 《月の途中で使用開始又は中止された場合》

月の途中において水道の使用を開始されたとき又は使用を中止されたときの水道料金及び下水道使用料は、使用日数に応じて計算します。

使用日数は15日間を1基準として計算し、15日以内であるときは、1月当たりの基本料金及び基本水量を2分の1とします。ただし、使用水量が1月当たりの基本水量以上であるときは、15日以内であっても1月当たりの基本料金及び基本水量を基準として計算します。

### 計算事例1(月の途中で使用中止された場合)

例:口径20mmで前回検針日から14日間、使用水量が4m<sup>3</sup>で使用中止された場合

〔前回検針日〕 4月10日                      〔使用中止日〕 4月24日                      〔基準日〕 5月10日



#### 【水道料金】

計算式 = 基本料金 + 従量料金

$$\begin{array}{rcl} \text{基本料金} & & \text{従量料金} & & \text{請求額} \\ 810\text{円} & + & ( 183.6\text{円} \times 0\text{m}^3 ) & = & \boxed{810\text{円}} \dots \text{①} \end{array}$$

- ・基本料金 = 月額 1,620円 × 1/2 (1円未満切捨て)
- ・従量料金 = 基本水量 10m<sup>3</sup>/月 × 1/2の5m<sup>3</sup>以内となるため加算なし

使用期間が15日以内であり、使用水量も1月当たり基本水量の10m<sup>3</sup>未満であるため、基本料金は月額の2分の1となり、基本水量も5m<sup>3</sup>となる。

#### 【下水道使用料】

計算式 = 基本料金 + 従量料金

$$\begin{array}{rcl} \text{基本料金} & & \text{従量料金} & & \text{請求額} \\ 756\text{円} & + & ( 162\text{円} \times 0\text{m}^3 ) & = & \boxed{756\text{円}} \dots \text{②} \end{array}$$

- ・基本料金 = 月額 1,512円 × 1/2
- ・従量料金 = 基本水量 10m<sup>3</sup>/月 × 1/2の5m<sup>3</sup>以内となるため加算なし

上記 水道料金と同様の考え方

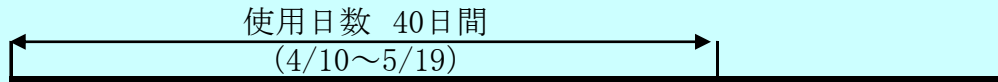
#### 【合計請求額】

$$\begin{array}{rcl} \text{水道料金①} & & \text{下水道使用料②} & & \text{合計額} \\ 810\text{円} & + & 756\text{円} & = & \boxed{1,566\text{円}} \end{array}$$

## 計算事例2(月の途中で使用中止された場合)

例:口径20mmで前回検針日から40日間、使用水量が16m<sup>3</sup>で使用中止された場合

〔前回検針日〕	〔基準日〕	〔使用中止日〕	〔基準日〕
4月10日	5月10日	5月20日	6月10日



### 【水道料金】

$$\begin{array}{rcccl} \text{基本料金} & & \text{従量料金} & & \text{請求額} \\ 2,430\text{円} & + & (183.6\text{円} \times 1\text{m}^3) & = & \boxed{2,613\text{円}} \dots \text{①} \end{array}$$

- ・基本料金 = 月額 1,620円 + 1,620円 × 1/2 (1円未満切捨て)
- ・従量料金 = (使用水量 16m<sup>3</sup> - 基本水量 15m<sup>3</sup>) × 183.6円

使用期間が40日であり、1月(30日)を超過しているため、1月分の基本料金及び基本水量10m<sup>3</sup>は通常通りである。1月分を越える10日間分と基本水量10m<sup>3</sup>を控除した6m<sup>3</sup>分については、15日間を基準とし、基本料金は月額の2分の1、基本水量5m<sup>3</sup>として1月分に加算して計算する。

### 【下水道使用料】

計算式 = 基本料金 + 従量料金

$$\begin{array}{rcccl} \text{基本料金} & & \text{従量料金} & & \text{請求額} \\ 2,268\text{円} & + & (162\text{円} \times 1\text{m}^3) & = & \boxed{2,430\text{円}} \dots \text{②} \end{array}$$

- ・基本料金 = 月額 1,512円 + 1,512円 × 1/2
- ・従量料金 = (使用水量 16m<sup>3</sup> - 基本水量 15m<sup>3</sup>) × 162円

上記 水道料金と同様の考え方

### 【合計請求額】

$$\begin{array}{rcccl} \text{水道料金①} & & \text{下水道使用料②} & & \text{合計額} \\ 2,613\text{円} & + & 2,430\text{円} & = & \boxed{5,043\text{円}} \end{array}$$